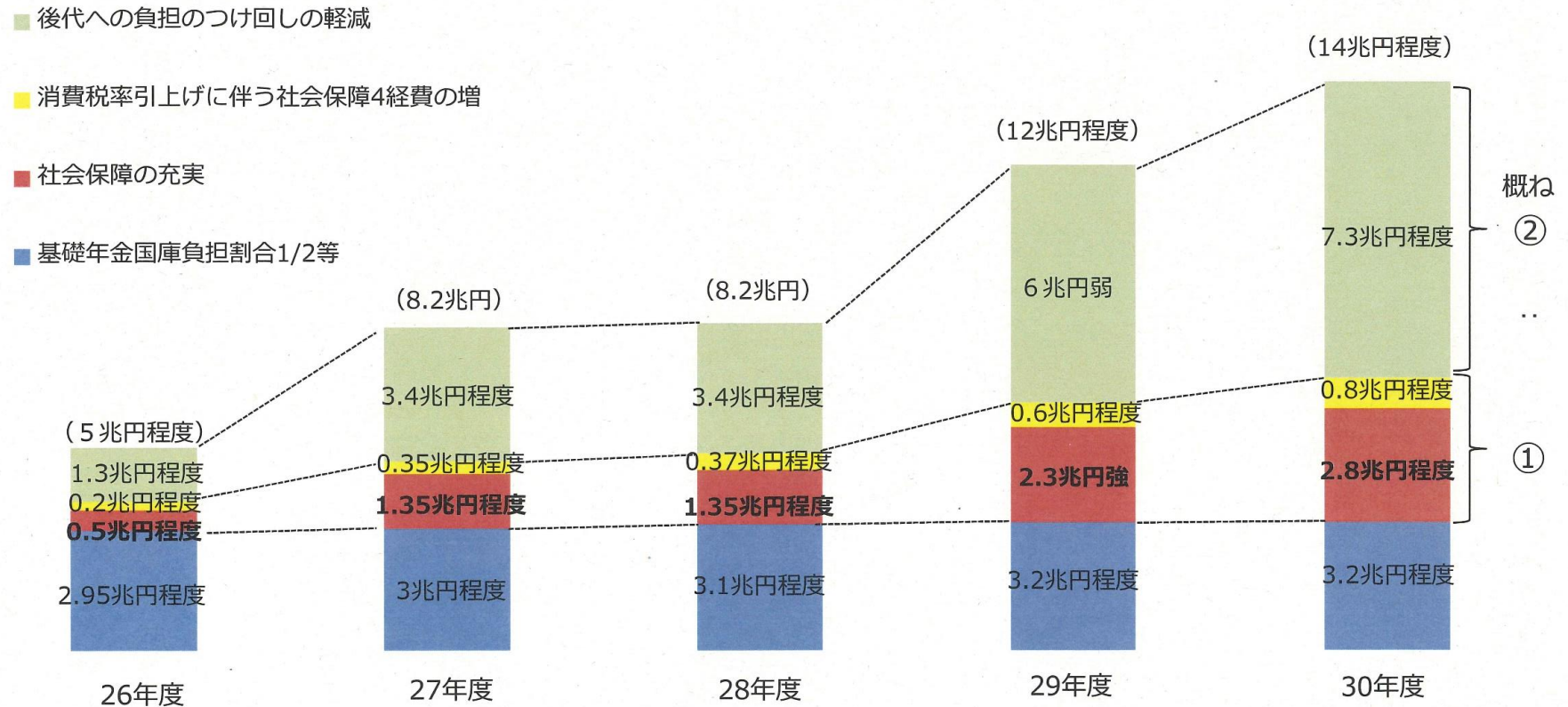


消費税増収分の用途について

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法に沿って消費税率が10%まで引き上げられた場合に消費税率1%分相当を社会保障の充実に向けるという社会保障・税一体改革の議論の前提とされてきた最終的な姿と、増収分をまず基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げに充て、残余を社会保障の充実と安定化に向けるという考え方に則った場合、平成30年（2018年）度における「社会保障の充実及び消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率は概ね1：2となる。
- 平成30年度までの間も同様の考え方に則り、消費税増収分を社会保障の充実と安定化に向ける。



(注1) 金額は公費ベース（国・地方の合計額）。なお、上記の金額は現時点における案であり、実際の金額は各年度の消費税収の動向等を踏まえて検討することになる。

(注2) 消費税増収分については、29年度及び30年度は1%あたり消費税収が2.8兆円と仮定し機械的に試算。

(注3) 28年度予算ベースでの消費税収（国・地方（休日調整後））を用いて機械的に算出。